



# 山形県公報

平成28年9月9日(金)  
第2779号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1021
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) ……1022
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……1023
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) ……1024
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) …… 同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……1025
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……1026
- 同……………( 同 ) …… 同
- 同……………( 同 ) ……1027
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課) …… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集…………… 同

### 公 告

- 公示送達……………(収用委員会) ……1028

## 告 示

### 山形県告示第791号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 伊 藤 齒 科 医 院       | 最上郡真室川町大字新町141      | 平成28. 6. 1 |

## 山形県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

エムハート薬局 あこや町店  
山形市あこや町三丁目12番14号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称        |               | 変更年月日      |
|------------------|---------------|------------|
| 変更前              | 変更後           |            |
| イエロー・グリーン薬局あこや町店 | エムハート薬局 あこや町店 | 平成28. 8. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

エムハート薬局 北やまがた店  
山形市肴町3番39号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称         |                | 変更年月日      |
|-------------------|----------------|------------|
| 変更前               | 変更後            |            |
| イエロー・グリーン薬局北やまがた店 | エムハート薬局 北やまがた店 | 平成28. 8. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

エムハート薬局 さくらしんまち店  
鶴岡市桜新町11番10号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称           |                  | 変更年月日      |
|---------------------|------------------|------------|
| 変更前                 | 変更後              |            |
| イエロー・グリーン薬局さくらしんまち店 | エムハート薬局 さくらしんまち店 | 平成28. 8. 1 |

## 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

エムハート薬局 にしごう店  
鶴岡市辻興屋字三丁場23番13号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称        |               | 変更年月日      |
|------------------|---------------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後         |            |
| イエロー・グリーン薬局にしごう店 | エムハート薬局 にしごう店 | 平成28. 8. 1 |

## 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

エムハート薬局 ひがしね店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称        |               | 変更年月日      |
|------------------|---------------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後         |            |
| イエロー・グリーン薬局ひがしね店 | エムハート薬局 ひがしね店 | 平成28. 8. 1 |

## 山形県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 伊 藤 歯 科 医 院       | 最上郡真室川町大字新町141      | 平成28. 5. 31 |

## 山形県告示第794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

訪問介護こでまりの会  
村山市駅西18番23号 バーンアネックスC

## 2 変更の内容

| 指定介護機関の名称       |            | 変更年月日      |
|-----------------|------------|------------|
| 変更前             | 変更後        |            |
| 特定非営利活動法人こでまりの会 | 訪問介護こでまりの会 | 平成28. 5. 1 |

| 指定介護機関の所在地       |                       | 変更年月日      |
|------------------|-----------------------|------------|
| 変更前              | 変更後                   |            |
| 村山市楯岡新町三丁目32番22号 | 村山市駅西18番23号 パーンアネックスC | 平成28. 5. 1 |

## 山形県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地             | 廃止年月日       |
|---------------------|---------------|------------------------|-------------|
| デイサービスひかり           | 通 所 介 護       | 酒田市白ヶ沢字池田通122番地        | 平成28. 3. 31 |
| 指定通所介護事業所ちょうよう      | 通 所 介 護       | 西村山郡河北町谷地字東704番地1      | 同           |
| 通所介護デイサービスもがみ       | 通 所 介 護       | 最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番地19 | 同           |
| デイサービスあつとほーむ太陽      | 通 所 介 護       | 最上郡戸沢村大字名高1347番地16号    | 同           |
| デイフィットネス が. あ. べ. ら | 通 所 介 護       | 東置賜郡高畠町大字福沢289番地1      | 同           |
| ケアステージとこしえ西大塚       | 通 所 介 護       | 東置賜郡川西町大字西大塚2301番地     | 同           |
| デイサービスなごやか          | 通 所 介 護       | 飽海郡遊佐町江地字中屋敷田3番地の7     | 同           |

## 山形県告示第796号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.80%」を「年0.85%」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年8月19日から適用する。

- 平成28年8月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第797号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年8月19日から適用する。
- 平成28年8月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第798号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 調査を行った期間  
平成26年4月1日から平成28年3月3日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
東堀越の一部
- 認証年月日  
平成28年8月30日

**山形県告示第799号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
長井市
- 調査を行った期間  
平成17年4月1日から平成28年3月9日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
成田、森及び宮の各一部
- 認証年月日  
平成28年8月30日

**山形県告示第800号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称

上山市

2 調査を行った期間

平成26年4月1日から平成27年12月18日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

上山市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字十日町、新丁、御井戸丁、北町本丁、新町一丁目及び旭町一丁目の各一部

5 認証年月日

平成28年8月30日

---

**山形県告示第801号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営屋代郷・湍郷堰1地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営屋代郷・湍郷堰1地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所

3 縦覧に供する期間

平成28年9月9日から同年10月12日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

---

**山形県告示第802号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

飯豊町役場

3 縦覧に供する期間

平成28年9月9日から同年10月12日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場

合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大塚西部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大塚西部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 縦覧に供する期間  
平成28年9月9日から同年10月12日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第804号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有最総建第213号
- 指定の場所 新庄市城西町503-4
- 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長 34.20メートル
- 指定年月日 平成28年9月1日

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成28年9月9日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 招集の日時 平成28年9月12日（月）午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議題

- (1) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成29年度使用教科用図書の採択について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (3) 平成28年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成28年9月9日

山形県収用委員会

会長代理 半 田 稔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年9月26日の経過をもって送達があったものとみなされる。

1 事件名

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

2 送達すべき書類の名称

平成28年8月30日付けで更正決定した更正決定書の正本

3 送達を受けるべき者

上山市金谷字単谷地1454番3の土地所有者

横山 勇四郎 不明 ただし、戸籍附票上の住所 フィリピン